

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成27年9月15日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時20分

出席者	委員	委員長	岡賢治		
		大谷好一	大出三夫	大阿久岩人	
		長芳孝	入野登志子	海老原恵子	
		高岩義祐			
	議長	関口孫一郎			
	傍聴者	青木一男	針谷育造	広瀬昌子	
		小久保かおる	白石幹男	平池紘士	
		針谷正夫	大川秀子	天谷浩明	
		大武真一	永田武志	福田裕司	

事務局職員	事務局長	赤羽根 則 男	議事課長	稲 葉 隆 造
	主 査	福 田 博 紀	主 任	中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 整 備 部 長	渡 邊	慶
都 市 整 備 部 技 監	市 川 悦 郎	
大 平 総 合 支 所 長	小 林 敏 恭	
藤 岡 総 合 支 所 長	田 中 徹	
西 方 総 合 支 所 長	中 田 博 之	
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島 純 一	
道 路 課 長	田 中 良 一	
河 川 緑 地 課 長	天 谷 和 夫	
参 事 兼 下 水 道 課 長	村 上 隆 一	
水 道 業 務 課 長	鈴 木 英 夫	
水 道 工 務 課 長	古 澤 一 豊	
参 事 兼 都 市 計 画 課 長	松 澤 賢 一	
市 街 地 整 備 課 長	國 保 能 克	
住 宅 課 長	大 野 和 久	
建 築 課 長	長 智 巳	
大平総合支所都市整備課長	齊 藤 昌 巳	
大平総合支所都市建設課長	牧 野 修 一	
藤岡総合支所都市建設課長	安 生 光 宏	
都賀総合支所都市建設課長	坂 田 知 司	
西方総合支所産業建設課主幹	高 橋 克 行	
岩舟総合支所都市建設課長	水 落 恒 夫	

平成27年第3回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成27年9月15日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 87号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の制定について
- 日程第 2 議案第 95号 栃木市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 99号 平成26年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 4 議案第107号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 5 議案第 82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第 6 議案第 83号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 認定第 1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第 8 認定第 6号 平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 10号 平成26年度栃木市水道事業会計決算の認定について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（岡 賢治君） ただいまの出席委員は8名で定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（岡 賢治君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（岡 賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第87号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第87号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の制定についてをご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の39、40ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、議案説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、議案説明書からご説明させていただきますので、議案説明書の3ページをごらんいただきたいと思います。本条例の提案理由でございますが、地方都市リノベーション事業に係る旧栃木警察署跡地の土地利用に関し、土地利用事業者を公募選定するに当たり、公平かつ公正な審査を行う附属機関として栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会を設置するため、本土地利用事業者審査委員会条例を制定することについて議案の議決を求めるものでございます。参照条文については、ご説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の39、40ページをごらんいただきたいと思います。40ページの本条例の条文内容等についてご説明させていただきます。第1条、設置につきましては、地方都市リノベーション事業に係る旧栃木警察署跡地の土地利用に関し、企画提案方式による民間事業者等の創造性、発想力を生かした活用を図るに当たり、企画提案事業者の審査等を公平かつ公正に実施するため、

本審査委員会を設置するものでございます。

第2条、所掌事務につきましては、委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査答申をいたします。

第1号として、事業者の募集に関する事項や、第2号として、審査及び選定に関する事項などがございます。

第3条、組織につきましては、委員会は、委員7人以内をもって組織いたします。

第2項として、委員は、次の者のうちから市長が委嘱いたします。

第1号として、学識経験を有する者、第2号として、関係機関又は関係団体を代表するもの、第3号として、その他市長が必要と認める者になっております。

41ページに続きますが、第4条、任期につきましては、委員の任期は、委嘱の日から答申がなされた日までとし、また再任を妨げないものとしております。

第2項は、補欠委員の任期に関する規定でございます。

第5条、委員長及び副委員長につきましては、それぞれの長を1人置き、互選により定めます。

第2項及び3項は、それぞれの長の職務に関する規定でございます。

第6条、会議につきましては、第1項は会議の招集に関する規定でございます。

第2項は、会議の開催規定でございます。

第3項は、会議の非公開に関する規定でございます。

第7条、委員の責務につきましては、委員は、事業者を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければなりません。

第2項は、委員の守秘義務に関する規定でございます。

第8条、関係人の出席につきましては、委員以外の者の出席に関する規定でございます。

42ページに続きますが、第9条、庶務につきましては、市街地整備課において処理を行います。

第10条、委任につきましては、委員会に関し、必要な事項の定めに関する規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 第3条の委員7人以内ということなのですが、学識経験者、関係機関等を代表する者、その他ということなのですが、この割合というのは決まっているのですか。それとも、これからなのですか。

○委員長（岡 賢治君） 國保課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 今現時点では、まだ人数の割合についてはそれを詰めておりませんけれども、学識経験等につきましては2人程度かなというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その辺は慎重に私は審査をしたほうがいいのかという要望をして、終わります。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第87号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第2、議案第95号 栃木市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ただいまご上程いただきました議案第95号 栃木市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきます。

議案書は91ページ、議案説明書は87ページでございます。初めに、議案説明書87ページをごらんください。提案理由であります、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正及び福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市営住宅条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の91ページをお開きください。栃木市営住宅条例の一部を改

正する条例を次のように制定いたしたいというものであります。92ページが改正条文になっておりますが、内容は議案説明書の新旧対照表で説明させていただきますので、議案説明書88、89ページをごらんください。栃木市営住宅条例の一部改正についてであります。まず第4条につきましては、左右を見比べていただければおわかりのとおり、2カ所の改正がございます。最初の部分は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、この法律の名称が変更になりまして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、このように変わったことを受けて改正を行うものであります。

2つ目は、非常にわかりにくい表現となっておりますが、そもそも市営住宅条例にたびたび中国残留邦人等の自立支援法、このようなものが登場することについて説明させていただきますが、市営住宅の入居資格の例外の一つとして、生活保護法による被保護者または中国残留邦人等自立支援法による受給者、これらについては通常の入居資格を満たしていない場合でも特別に入居できるという規定がございます。このため、この中国残留邦人等の法律、これの改正を受けて改正が必要になったということがございますけれども、今回の改正については、改正案のページの中ほど、ここに「及び」から約3行ほどにわたりまして、「支援給付」という終わりまで、この3行をつけ加えることにより、中国残留邦人等である夫が死亡して単身となった妻が配偶者支援金、このようなものを受けている場合でも市営住宅へ特別に入居できると、そのようなことを図ったために改正を行うというものでございます。

次に、第5条につきましては、福島復興再生特別措置法、この法律の改正により、引用条文である第21条、こちらが第40条に繰り下げられたことを受けまして改正を行うというものであります。

恐れ入りますが、議案書の92ページをごらんください。最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号 栃木市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたし

ます。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第3、議案第99号 平成26年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） ご説明いたします。ただいまご上程をいただきました議案第99号 平成26年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の97ページをお開きください。平成26年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案説明書の100ページをお開きください。提案理由であります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、平成26年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金への組み入れ及び減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、内容につきましては、101ページの平成26年度栃木市水道事業剰余金処分計算書で説明いたします。表の一番右側の欄、未処分利益剰余金9億2,681万2,009円のうち、5億3,000万円を資本金に組み入れ、3億9,681万2,009円を減債積立金に全額処分したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重なるご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第99号 平成26年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第4、議案第107号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

安生都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第107号 損害賠償の額の決定についてご説明いたします。

議案書は105ページ、議案説明書は117ページでございます。初めに、議案説明書の117ページをお開きください。損害賠償の額の決定についてであります。提案理由でございますが、栃木市藤岡町大田和地内市道F 1-171号線における物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、118ページをお開きください。事故発生箇所の位置図でございます。岩舟町の三轟山の山麓にありますとちぎ花センターから南へ国道50号線に向かう道路が市道F 1-171号線でございます。岩舟町側から坂を上り切って国道50号線に向かい、下り坂になった緩い左カーブの箇所でございます。位置図に丸で表示された箇所が今回の事故現場でございます。

次に、議案書の105ページをお開きください。事故の概要について説明させていただきます。事故の発生日時につきましては、平成27年7月7日、午前9時30分ごろ、栃木市藤岡町大田和地内市道F 1-171号線において、先ほどお示ししました事故現場です。その道路のセンターライン付近にあいた幅70センチ、長さ130センチ、深さ15センチの穴に、群馬県館林市地内の法人所有の乗用車が落ち、右側の前、後ろの前後輪タイヤがバーストするとともにホイールが損傷、エアサスペンションにふぐあいが生じたものであります。損害賠償の過失割合につきましては、過去の判例などをもとに損害保険会社と協議し、5割で交渉いたしまして、相手方に応諾をいただいております。損害賠償の額としましては、修理額総額291万6,000円の過失割合5割で算出した金額が145万8,000円でございます。この金額145万8,000円を損害賠償の額に決定するため、地方自治法第96条第13項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、賠償の条件としまして、市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し双方異議、請求の申し立てをしないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第107号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第5、議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、50、51ページをお開きください。8款2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。補正額124万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。道路橋りょう総務事務費（栃木）につきましては、小山市との行政界である永野川にかかります堀ノ内橋において昭和47年9月に締結しました管理協定に基づき、小山市が緊急的に

実施した修繕工事の事業費総額の2分の1を負担するための負担金であります。

続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。補正額2,900万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、万町地内の市道A41号線の工事の測量、設計等委託料及び側溝打替工事費であります。

次の市道維持管理費（藤岡）につきましては、藤岡町都賀地内市道F1—44号線筋の水路の一部が民地内を横断しているため、布設がえをするための水路改修工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、交通量が多く、舗装の損傷が激しい市道F8号線及び市道F1—171号線の舗装修繕工事費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額5,933万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道O—152・O—153・O—280号線外1路線道路改良事業費（大平牛久・川連）につきましては、新病院の建設にあわせまして、その周辺道路を整備するものでありまして、平成26年度の事業で地元土地改良区所管の水路のつけかえ工事を実施しましたが、水路の引き継ぎに当たりまして除草対策が必要となったこと、また近隣に残土の処理地が確保できないことから処分地が千塚町上川原産業団地内に変更となり、さらに人件費や資材の高騰により工事費に不足が生じたことによりまして、道路拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道O—205号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、県道管理者である県との協議の結果、交差点接続部分の工事内容の変更が生じたことなどによる市道拡幅工事の増額が主なものであります。

次の市道O—16号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、地権者との交渉の結果、今年度新たに用地買収の必要が生じたため、その物件移転等補償金の増額が主なものであります。

次の下皆川・富田土地区画整理事業地内市道新設事業費につきましては、大平町下皆川地内JR両毛線沿いの市道O—416号線道路高架橋下延長22メートルにおいて通過車両の安全性を確保するため、大型側溝の歩道用ふたを車道用に交換する工事費であります。

次の市道各号線道路改良事業費（藤岡）につきましては、道路の拡幅により、安全かつ円滑な通行を確保するためのF11号線並びに市道F40号線の市道拡幅工事費及び支障工作物等1件の物件移転等補償金であります。

次の市道F6号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、県道蛭沼川連線との交差点について栃木県との県道取りつけ協議が終了したため、交差点部の測量、設計等委託料を増額するものであります。

次の市道F21・1—120号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、道路の拡幅により、安全かつ円滑な通行を確保するための市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道T①—247号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、主要地方道宇都宮亀和田栃木線との交差点協議が調ったため、約40メートル区間の測量、設計等委託料及び土地評価に係

る手数料を増額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。補正額750万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、吹上町地内市道238号線の馬草堀川にかかる橋りょうの補修工事費であります。

54、55ページをお開きください。3項1目河川総務費についてご説明いたします。補正額368万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。河川・水路清掃事業費につきましては、市内水路等の機能を維持し、環境を改善するための清掃作業員賃金を増額するものであります。

続いて、2目河川改良費についてご説明いたします。補正額398万8,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。河川整備事務費（栃木）につきましては、水路等の補修に対応するための原材料費を増額するものであります。

次の排水路整備事業費（栃木）につきましては、大宮町地内の排水路について、周辺地域の環境改善を図るための整備工事費を増額するものであります。

○委員長（岡 賢治君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） 続きまして、56ページ、57ページをごらんください。表1行目の4項2目土地区画整理費であります。補正額は2,500万円の増額でありまして、右説明欄の新大平下駅前地区土地区画整理事業費につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業の仮換地指定に向けた土地評価業務と建物移転に合わせた既存ライフラインの移設設計などの測量、設計等委託料及び公共施設用地に充てるために先行取得しました用地の草刈りなどのための先行取得用地管理委託料を増額するものであります。

次に、4目下水道費であります。補正額は1,792万円の減額でありまして、右説明欄の下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計における一般会計繰入金を減額補正するため、これに合わせて減額するものであります。

次に、5目公園費であります。補正額は608万2,000円の増額でありまして、右説明欄1行目の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、ソフトボール場内の水道施設増設のための給水設備増設工事費及び移動式バスケットゴールなどの購入費44万円を増額するものであります。

次の都市公園等管理費（都賀）につきましては、つがの里ファミリーパーク内の遊具9カ所及び屋外トイレ1棟の経年劣化による修繕を行うための維持補修費を増額するものであります。

次に、6目まちづくり事業費であります。補正額は16万8,000円の増額でありまして、右説明欄のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、旧栃木警察署跡地の土地利用事業者を公募選定するための旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会の設置に伴い、非常勤職員となる委員の報酬を増額するものであります。

次に、58ページ、59ページをごらんください。8款5項1目住宅管理費であります。補正額は2,187万5,000円の増額でありまして、右説明欄1行目の職員人件費につきましては、定期人事異動

に伴い、当初見込んでいた所属の人数に変更が生じたことから、職員手当等を増額するものであります。

次の空き家対策補助事業費につきましては、空き家対策の推進に伴い、現状の空き家などを把握するための現況調査及びシステム整備委託料と解体費補助対象件数が当初の見込みを大きく上回ることとなったことから、空き家解体費補助金を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明を申し上げますので、お手数ですが、26ページ、27ページをごらんください。26ページ、27ページの歳入の所管関係部分でございます。表上段の1行目にあります14款2項4目2節都市計画費補助金であります。補正額は168万円の増額でありまして、右説明欄の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業の実施に伴う業務委託料及び物件移転等補償金などの補助対象事業費に対する国庫交付金が当初予算より増額交付されましたので、国庫補助金を増額するものであります。

次に、中段の表の3段目にあります15款2項5目4節都市計画費補助金であります。補正額は38万5,000円の増額でありまして、右説明欄の土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業により整備する都市計画道路大平町役場通りに係る補助率20分の1以内の県補助金を増額するものであります。

以上で、議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 59ページの8款5項1目の空き家解体補助金1,500万円、これ何棟ぐらい予定しているのですか。

○委員長（岡 賢治君） 大野課長。

○住宅課長（大野和久君） この1,500万円の内訳でございますが、当初の空き家の解体補助制度に基づきましては、実は上限を50万円という額を設けまして、1件当たり実情としまして50万円を交付するという形になっておりました。ただ、このたび補助金の交付要綱の改正を行いまして、今までの50万円という上限のほかに、25万円というものを新たに設けることといたしました。

ちょっと説明させていただきますと、50万円を上限とするものについては、倒壊等のおそれがあるもの、近隣に要は迷惑をかける、周辺の住民まで迷惑を及ぼすような老朽化の著しいものについては50万円、これは今後も維持しまして、そのほかに、倒壊等のおそれはないものの、老朽化がひどくて、直すにはお金が非常にかかる、事実上修繕が困難なものについては25万円と、ちょっと額を下げまして2段構えといたしまして、それをもとに今回この1,500万円を要求いたしましたのですけれども、まず50万円の従来のものについては5件、これが250万円になります。また、さらに今度新たに設けました25万円に基づくものが50件、これが1,250万円ですので、この2つを合わせて1,500万円となります。

以上となります。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは、この後の追加の補正等は考えているのですか、考えていないのですか。

○委員長（岡 賢治君） 大野課長。

○住宅課長（大野和久君） 今後は補正は考えておりません。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） まず、51ページの一番下の橋りょうの維持費、今の説明伺いまして、吹上町地内の馬草堀ということで、今年度の予算書を見るとこの金額では載っていないのですけれども、35万円くらいでしたかしらね、これは当初予算の中で入れられなかったのかなとちょっと見ていて思ったのですけれども。

○委員長（岡 賢治君） 田中課長。

○道路課長（田中良一君） ただいまのご質問で、当初予算には計上できなかったといいますのは、この場所は吹上地内の馬草堀川ということで、吉野工業の入り口の部分の、橋りょうで言いますと2.7メートルの延長のところなのですけれども、私ども職員等が常にパトロールをしております。その中で、パトロールで補修が必要だという判断と、あと地元の方からもその辺の橋りょうが傷んでいるという情報もいただきましたので、その辺を踏まえまして判断したところ、早急な対応が必要だということで補正を計上させていただきました。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑ありませんか。
入野委員。

○委員（入野登志子君） 次、55ページのほうで、先ほど河川総務費ですけれども、清掃の作業員賃金ということで言われたのですけれども、これはちょっと見ていまして、私は作業員の人数が増えたのかなと思ったのですが、賃金を増額したということなので、今現在何人で幾らだったのか。それが上がったということだと思うのですけれども、何人で今やられていたのかどうかお伺いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 天谷河川緑地課長。

○河川緑地課長（天谷和夫君） 賃金につきましては、1人当たり7,360円という額の作業員でありまして、人数につきますと、大変申しわけございません、予算額をちょっと把握していなかったものですから、済みません。補正ということで、その人数分を増額したいというものであります。

これは河川の清掃でありますので、やって切りがないというか、なのですが、市民からの要望に応えられるところは応えるということで地先管理をお願いをしてあるわけなのですが、どうしてもできないというような箇所についてやっているものでございます。

○委員長（岡 賢治君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第6、議案第83号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げは省略していただいて結構であります。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました議案第83号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の9ページをお開きください。平成27年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,824万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるとするものであります。

続きまして、12ページをお開きください。第2表、地方債補正（追加）につきましては、公営企業会計移行事業が新たに地方債の対象となったため、地方債の限度額を1,900万円とするものであります。なお、右側に記載されてあります起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の地方債対象事業と同様であります。

続きまして、90、91ページをお開きください。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費につきましては、補正はありませんが、財源内訳を変更するものであります。

次のページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費につきましても、補正はありませんが、財源内訳を変更するものであります。

次のページをお開きください。3款1項1目流域下水道事業費につきましては、栃木県の流域下水道事業費の変更に伴い、流域下水道維持管理負担金が当初の見込みを上回ったことにより、本市の負担額が増額となるため、補正増を行うものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。4款1項1目一般会計繰入金金の補正額は1,792万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金金であります。次の7款市債の増加に伴い、財源の精算により減額するものであります。

次に、7款1項3目公営企業会計適用債の補正額は1,900万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。公営企業会計適用債であります。公営企業会計移行業務委託費の一部が新設された公営企業会計適用債の起債対象事業となるため、増額とするものであります。

以上で平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第83号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第7、認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、各会計の決算につきましては、8月17日開催の議員全員協議会並びに9月8日開催の常任委員会において説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長にもご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

2款総務費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の200ページから207ページ及び212ページから215ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の276ページから281ページであります。276ページから281ページです。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、4款の質疑を終了いたします。

次に、6款農林水産業費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の296ページから299ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、6款の質疑を終了いたします。

次に、8款土木費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の320ページから347ページであります。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 325ページの下から3事業目ですか、市道〇ー345号線のアンダーパス警報装置板設置事業費（大平富田）となっております。今回の大洪水で警報装置板、どの程度活躍したのかわかりませんが、一応この事業95万400円ですか、洪水によってこの機能が作動したのか、まずそれだけを1点先にお聞きします。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 今回のこのアンダーパス警報装置板の設置につきましては、排水ポンプで処理し切れなくなった場合に表示される装置板なのですけれども、水深2センチで表示板に「通行注意」という表示がされます。次に、水深7センチで表示板に通行どめの表示がされるということで、今回のこの表示板についてはセットされておりまして、ちなみに今回の富田のアンダーパスについては、排水ポンプでの処理能力で対応したため表示はなかったのですけれども、もう一カ所、下皆川のアンダーパスというところがあるのですけれども、そちらでは警報表示板に表示がされまして、その表示された段階で職員の携帯に連絡が入りまして、通行どめをかけてまいりました。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 了解しました。

○委員長（岡 賢治君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 339ページの中段にあるシビックコア推進事業費、金額は少ないのですけれど

ども、この件についてご説明をいただければと思っています。

○委員長（岡 賢治君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） シビックコア推進事業費でございます。これにつきましては、合併前、栃木市の平成16年4月に国交省のシビックコア整備計画の承認をいただきまして、るる検討をしております。平成20年度に栃木市合同庁舎、このときは国の施設4官署が入る予定でございましたが、事業採択になりましたけれども、ちょっと政権が変わったことで、概略設計費まではついたのでありますが、それからご破算になりました。その後平成25年12月に、政権も変わったことも含めまして、栃木合同庁舎について国のほうで事業の再評価をしまして、無事採択されたところでございます。

それで、昨年度につきましては、その採択されたことについて国との協議のための職員旅費等の費用しか支出はしてございませんが、昨年度から、また今年度当初も市長みずから陳情等をしてくださいまして、今年度国との協議をるる再開できまして、平成28年度の概算の予算要求に概略設計を要求をしていただいています。あくまで予算の獲得についての正式な決定はまだこれからでございますが、平成28年度から概略設計に入って、二、三年の設計はかかると思うのですが、その後国の合同庁舎について、今度4官署から2官署になりましたけれども、現在入る予定、その2官署は税務署とハローワークでございますが、それにつきまして来年度から設計に入れるのかなと考えております。

それにあわせて、そのシビックコアのもう一つの施設でございます市の施設につきましては、現在市街地整備等進めていますリノベーション事業の中で民間事業者を募りまして、市有地に民間活力を生かしましたシビックセンター、市の施設が入ったシビックセンターを、国の合同庁舎にあわせて同時につくってまいればと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） いかんせん、国の事業なので、なかなか市としては難しい部分もあるのですが、ぜひ粘り強く、要望のほうは強く申し上げていただきたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 要望でよろしいですか。

○委員（高岩義祐君） はい。

○委員長（岡 賢治君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） 343ページ、歩いて行ける公園整備事業費（錦着山公園）、これは測量、設計等委託料で394万2,000円なのですが、平成27年度、本年度予算では約3,900万円の予算がとってあるわけなのですが、これはどんな内容で、どのように整備するのかをちょっと聞かせていただきたいのですが、よろしく願います。

○委員長（岡 賢治君） 天谷河川緑地課長。

○河川緑地課長（天谷和夫君） 錦着山公園の測量設計の委託料になるわけなのですが、これにつきましては平成27年度の事業の実施をはじくための業務委託ということであります。今年度の話は答えるべきでしょうか。

○委員（長 芳孝君） わかる範囲で。

○委員長（岡 賢治君） 決算委員会ですから、予算のときに後で聞いていただければ。お願いします。

○委員（長 芳孝君） はい、わかりました。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） それでは、339ページ、調整池等の管理費（大平）、これが約49万円と出ておりますけれども、前の説明ですと、上牛久の医師会病院の東側の調整池、そんなふうな説明を聞いたのですが、これはどういう管理費をどういうふうに出しているのか、この内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 調整池等の管理費ということで、今議員さんのほうからお話のあった上牛久、医師会病院の隣の調整池なのですけれども、草刈りが主に、管理の中心になるのですけれども、草刈りとか、あと土砂がたまった土砂ざらいが主な業務内容となります。

以上です。

○委員（大出三夫君） 了解しました。

○委員長（岡 賢治君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、8款の質疑を終了いたします。

続きまして、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。10時10分再開いたします。

なお、議事の終了した執行部の方々はご退席いただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

（午前10時00分）

○委員長（岡 賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第8、認定第6号 平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第6号 平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第9、認定第7号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第7号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第10、認定第8号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第8号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第10号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第11、認定第10号 平成26年度栃木市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

別冊の平成26年度栃木市水道事業会計決算書であります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 企業債の明細書がついておりますけれども、これは40ページから55ページまでのいろんな政府資金等をお借りしているわけですね。これについて、この資料を見ますと、非常にその当時は資金運用するについても借り入れするにしても、金利が高かったですね。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員、一問一答方式ですから、それで質問していただければありがたいのですが。

○委員（大出三夫君） それでは、例えば40ページの5番目、金利が5.5%ということになっていますけれども、現在金利はゼロ金利時代というようなことですので、こういう高い金利というのは借りかえとか、貸借対照表、損益計算書を見ても結構利益が出ているのですけれども、そこからの返済とか、そういうことは可能なのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○委員長（岡 賢治君） 鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） 借換債につきましては、平成21年と平成22年と続けて、借換債というもので金利の安いほうに借りかえました。その後は5年間その効果を測定するために、どういう努力をしてその金利分を、ちゃんと見合う分を、効率的に使ったかという効果測定みたいなものがあるのです。現在もその時期でありまして、借換債につきましては当面まだ国のほうから借換債があるというふうな情報がありません。もし仮にあったとしても、今その効果を発揮するために職員の人件費等いろいろ経費を節約してありまして、今すぐまた借換債の話が仮にあっても、今はその効果測定中というか、効果を十分に発揮するための努力をしている最中でありまして、ですから、まず第1に、国が借換債のあるかないかというのを各自治体に話した上で、それでうちのほうが手を挙げられるかという状況になっています。今平成21年、平成22年と続けて借換債をうちのほうで借りて、金利の安いほうに向けております。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 9ページには剰余金の計算書がありますが、ここに40億円からの結局利益剰余金があるのですね。こういうところからの返済というのもできないのですね。お聞きします。

○委員長（岡 賢治君） 鈴木課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） 返済は、決められた返済額しか返せないもので、現在は企業債の借入れは極力しないように、自前のお金を取り崩してその経費に充てるような経理をしております。

○委員長（岡 賢治君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第10号 平成26年度栃木市水道事業会計決算の認定についてを採決いたしま

す。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（岡 賢治君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午前10時20分）